

令和 6 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 2 号

令和 6 年 3 月 6 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	山 崎 敬 子 君	7 番	船 川 京 子 君
2 番	本 谷 孝 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	佐 藤 眞 一 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	峯 山 典 明 君	1 0 番	山 崎 誠一郎 君
6 番	新 井 邦 弘 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜 章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総務課長兼選挙管理委員会書記長	大 越 達 也 君
政 策 企 画 課 長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課 長	蜂 谷 忠 義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀 谷 英 一 君
税 務 課 長	鈴 木 壮 君
住 民 課 長	永 田 幸 夫 君
福 祉 課 長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課 長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	勝 村 健 君
生 活 環 境 課 長	飯 島 弘 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	松 本 浩 睦 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大 越 聖 之 君
建 設 課 長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清 水 敬 子 君
会 計 課 長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課 長	中 村 寛 之 君
生 涯 学 習 課 長	弓 削 紀 之 君

指 導 課 係 長 野 田 あゆ美 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	辰 尾 尚 美
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和6年3月6日（水曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について、確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣言し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1 番通告， 6 番新井邦弘議員。

〔 6 番新井邦弘君登壇〕

○6番（新井邦弘君） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆様，足元の悪い中来ていただきまして，誠にありがとうございます。それでは通告順に従いまして，1番通告，6番新井邦弘が一般質問をさせていただきます。

質問事項として，不登校の現状と予防対策について。

本町における不登校の現状と，その予防対策の問題について質問をさせていただきます。

不登校については正確な統計はないそうですが，不登校の子供は増加しつつあると言われます。子供の数自体減少しつつあるのに，不登校の子供が増加しつつあるというのは憂慮すべき事態と言わざるを得ません。

不登校の子供が成人になったとき，本人自体がどのような状況下に置かれているかを思うとき，本人自体にとってもまた社会問題として捉えても，望ましい姿になっているとは考えにくいと思います。

まず，（1）の本町の小学生，中学生の最近の実態について伺います。

以降は自席にて質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘議員の質問に対する答弁を求めます。

海老澤教育長。

〔教育長海老澤 勤君登壇〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは，新井議員の御質問にお答えいたします。

当町における，病気や経済的な理由以外で年度内に30日以上欠席している不登校児童生徒の数は，小学校で令和2年度6名，令和3年度12名，令和4年度16名となっています。また，中学校では令和2年度14名，令和3年度17名，令和4年度22名となっております。

全国で約30万人，茨城県で約6,400人増加としてきております。利根町でも，国や県の傾向と同様に，不登校児童生徒の数は増加傾向にあります。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 増加傾向ということで，不登校の予防としては2種類の予防があると思います。まず，一つは未然の防止ということで，これをいかに感知して未然にするか。また，二つ目は初期対応，それが本当に必要になってくるのかなと思います。ですから，本当にこれはかなり難しい問題だと思います。本当に学校関係者にとってはいろいろなお悩みもあると思いますけれども，それに善処していただきたいと，このように考えます。

それから二つ目の質問です。いじめが不登校の大きな理由であると言われておりますけれども，また，いじめられたとか，教師から体罰を受けたことに起因して子供が自殺した等々の新聞報道がありますが，本町の小，中学校はいじめや校内暴力，また教師による体罰があるかないかをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 当町の児童生徒の不登校の要因については，「無気力・不安」

が約半数を占めております。その他、小学校では「親子の関わり方」「生活リズムの乱れ」、中学校では「生活リズムの乱れ」や「いじめを除く友人関係をめぐる問題」などが主な要因となっております。

御心配いただいております、いじめ、校内暴力、体罰の有無でございますが、今年度の学校からの報告では「冷やかし・からかい・悪口を言われた」などの深刻ではないいじめの発生報告を受けており、学校と教育委員会とが連携しながら早期の解決に努めております。また、校内暴力、体罰に関する報告はございません。

また、いじめをきっかけに学校を休む児童生徒もおりますので、早期のうちに問題の解消を図り、登校再開ができるよう努めております。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 本当に体罰とか、自分事になってしまいますけれども、もう50年ぐらい前、自分が小学生、中学生のときには日常的に先生の体罰がありました。ただし、これらの体罰というのは生徒を責任を持って自覚させる、ですから、1人の生徒が例えば泣いています、誰がやったんだと先生に問われて、3人ぐらい手を挙げました。けれども、それを見て誰も止めない生徒も悪いということで、連帯責任でそんな体罰もあったことを思い出しました。ただ、時代とともに風潮も変わってきてまして、昔はいじめ、そして不登校というキーワードの言葉は、本当にありませんでした。生徒自体、その子供たち自体が本当に話し合っ、て、そういった問題を解決したことを今、教育長の言葉を聞いて思い出されました。本当にそういった時代が懐かしく思いますけれども、この時代が本当になかなか住みづらい時代になってきたのかなと、教育関係についてはそういうふうに思います。

それでは3番目です。不登校の原因は本人、家庭、学校のいずれかに、また複合してあると思います。何事も現象が出てから対応するのでは遅いのであって、事前に予防することが最善の策であります。教育委員会として不登校対策をどのように考え、学校を指導しているのかをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 不登校の未然防止と発生時の対応につきましては、学校と教育委員会が一体となって取り組んでいるところでございます。

学校においては、不登校の未然防止策として、日頃の悩みや不安を打ち明けられるよう、生活アンケートを毎月実施したり、児童生徒の学校生活に対する意欲や満足度及び学級集団内の人間関係を客観的に測定できるQ-Uテストを年2回以上実施し、児童生徒の心理状況を早期に把握・分析できるよう調査を実施してきております。

その結果が気になる児童生徒には、状況に応じて二者面談を実施したり、保護者との連携を図ったりしながら、一人一人の悩みや不安に寄り添う教育相談体制を取ってきております。また、この教育相談には、担任をはじめとした教員だけでなく、県のスクールカウ

ンセラー，町の教育相談員，スクールソーシャルワーカーなど，専門家が対応してきております。スクールソーシャルワーカーについては，積極的に家庭訪問を行い，専門的な立場で不登校児童生徒及び保護者へのアドバイスを行ってきております。

さらに，中学校には登校支援教室を設置し，様々な何らかの理由で教室に行きづらい生徒の居場所を確保し，不登校の未然防止に努めております。

教育委員会におきましても，町小中学校生徒指導主事連絡協議会を毎月開催し，児童生徒の実態を小中連携して状況を確認し，不登校になってしまった児童生徒や不登校になりそうな児童生徒への適切な援助指導の在り方について指導，助言をしてきております。また，学校の教育相談担当者を対象に，茨城県の教育研修センターから専門の講師を招き，不登校児童生徒に対する実践的な支援の在り方について研修を重ねております。

さらに，町の適応指導教室「とねっ子ひろば」は，学校には登校できなくても「とねっ子ひろば」であれば通室できる児童生徒の学びの場として，有効に機能していると考えております。

また，現在，不登校は問題行動として捉えるのではなく，個々人の能力や価値観を尊重しながら，児童生徒にとって自立のために必要な学びの場の確保が重要とされております。

令和元年10月25日付，文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の文書においても，「不登校児童生徒については，「学校に登校する」という結果のみを目標とせず，本人たちが自らの進路を主体的に捉え，社会的に自立できることを目指す」とされております。

さらに昨年，令和5年3月31日付，文部科学省通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」いわゆる文科省の「C O C O L Oプラン」においても，「全ての不登校児童生徒が，学びたいと思ったときに学べる環境を，教室以外に整備することが必要である」とされており，令和7年度に向けて旧文間小学校跡地に総合教育センターを設置して，適応指導教室における不登校児童生徒への支援の質を高めていきたいと考えております。「とねっ子ひろば」は，現在，図書館の2階を利用して，小学生4名，中学生が11名通学，教室の運営を行っております。旧文間小学校跡地を利用することにより，児童生徒，個人個人に応じた多様な活動が展開できると考えております。

不登校児童生徒の約半数は，その原因を「無気力・漫然とした不安」と挙げております。総合教育センター施設を利用することで，様々な体験活動を取り入れて，気力を取り戻すことが期待できると考えます。例えば，体育館を使用してのスポーツ全般，校庭の一部を使つての農作物の作付や収穫，また地域住民との触れ合いイベント等々でございます。

こうしたことから，学校を休んでいる間は，休養や自分を見詰め直す時間でもあるという点を十分に考慮して，児童生徒の学校復帰のみを最優先とするような対応は避けるべきであると考えております。今後も継続して児童生徒や保護者との丁寧な教育相談と実態把握に努め，個別最適な支援を行いながら，児童生徒一人一人が安心して生活できる居場所

づくりの推進、並びにどの子も生かし、どの子も伸ばす教育の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 先ほど1番目の質問で、令和2年度からの実態ということで人数をお聞かせいただきましたけれども、前年度の欠席状況を知っていれば、特別な心理検査を行わなくても、誰にでも予兆か否かを判断したり、季節の移り変わりでもそうなのですけども、夏休みが終わってから急に子供が学校に来なくなったとか。そして、そういった事前の準備ができていたりするわけですから、基本的な情報として教職員の共有が必要だと思うのですけれども、その点についてはいかがなご考えでしょうか。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 先ほども申し上げましたように、やはり学級担任の学級経営の指導力、あるいは教育相談を中核とした子供との接し方、これも県の専門家を呼んで教育相談の研修を行ってきております。担任だけが一人で抱える問題ではなくて、学年あるいは学校を挙げて全部の教職員が、不登校ぎみの子供が来たときにどんな働きかけができるのか、また学級・学校にその子の居場所ができるような温かい対応をしていきたいと思っております。

御心配をいただいた、令和5年4月の統合利根小学校、様々なストレス、摩擦が予想されたわけですが、おかげさまをもちまして、教職員、保護者の御理解、御協力で、そのことが原因で不登校そのものは増えてはいないと解釈しております。子供たちの生活のアンケートの中では、95%が学校が楽しいと。ただ、肯定的な評価をいただいているわけですが、残りの5%は楽しくないと逆に言っているわけで、我々の視点は、その5%の楽しくないという子供たちの不安、不満、悩み、そこを改善してあげたいというところに課題があるのかなと思っております。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 本当にそうですね。子供たちが本当に学校に来て楽しいと感じたりとか、それから学校を休みたいと思わせないような教育も必要なのではないかと思えます。それは、日々の学校生活の充実が鍵になると思います。

先ほど教育長が言った、5%の子供たちがいるということなんですけれども、その5%の生徒が活躍できる場面を学校でつくっていただきたいと。先生たちの苦労も大変だと思います。ただ、そこをやはり日々模索していただいて、頑張ってくださいと思います。

それでは2番めの質問に移らせていただきます。孤立死の予防対策について。

高齢化や核家族の進行により、単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯が急増しております。孤立した世帯、生活というのは特別な生活形態ではなく、もはや標準的な生活形態となっております。このことから孤立死ということが多くなっております。

人の尊厳を傷つけるような悲惨な孤立死を防ぐためには、低下している地域のコミュニティ意識を掘り起こし、活性化することが重要だと考えます。このことは、高齢者の虐待対策、認知症対策、災害予防対策に通じることであり、地域の特性に応じてやっていかなければならないと思います。

本町としてどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 孤独・孤立対策は、今後、国が施行する孤独・孤立対策推進法において、社会全体での対応、当事者や家族の立場に立った施策の推進、人と人とのつながりを実感できるための施策の推進を基本理念として進めるものとされています。

議員おっしゃるとおり、近年、増加傾向にございます単身高齢者、いわゆる独り暮らし高齢者の孤立した生活は標準的な生活形態となり、今後、当町において、孤独・孤立からの孤独死、その予防や対策への取組が重要と考えております。

現在、町が既に実施している事業においても、独り暮らし高齢者等の孤独・孤立、また孤独死対策につながる予防方法もあると考えておりまして、例えば独り暮らし高齢者への支援として、ボタン一つを押すだけで稲敷広域消防本部に通報することができる「緊急通報システム」や、乳酸菌飲料を隔週で配布することで安否確認を行う「愛の定期便」がございます。また、介護予防事業として実施しております「住民交流通いの場」は、地域住民が主体的に活動しているサロンやコミュニティカフェなどにより、気楽に誰でも集える場所で、孤独・孤立への対策や予防の取組において最も重要とされているつながりや居場所づくりを提供できると考えております。

町では今後も、孤独・孤立の予防対策には、先ほど申し上げましたとおり、既存事業を含め、最も重要とされる人と人とのつながりを築けるような事業を活用することなどで、居場所づくりに取り組み、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 町の事業としてそういった事業もあるのは御存じですが、例えば孤立死する前に、生前にエンディングサポートというか、そういったシステムを導入して、自分が亡くなったときにこんなふうに全部処置してくださいと。それによって、例えば空き家ができてしまうような状況もあると思います。そういったことを、行政としてエンディングサポート事業みたいなことをもしできれば、孤立死する前に事前契約というか、そういうことだと思うのですが、そういうものが必要になってくるのではないかと、そういうふうには私は考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 昨年11月6日に議員の皆様方と一緒に、横須賀市に終活について視察のほう同行させていただきました。

その中で、横須賀市のほうの視察で、主に二つの事業がございました。まず、一つ目ですが「横須賀市エンディングプラン・サポート事業」で、独り暮らしで頼れる身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢者等の方の葬儀や納骨などに関する心配事を早めに解決し、安心した生活を送っていただく事業でございます。もう一つは「終活登録」というもので、市民の方なら誰でも登録ができる制度で、これは緊急連絡先や終活ノート、遺言書等の終活情報を事前に登録することで、もしものとき、市が本人に代わって、警察や消防、病院からの照会に対し、市が回答することができる制度でございました。

町としましては、どちらの事業も専門の職員を配置できる環境等の違いから、横須賀市と同様の事業導入につきましては現在のところ難しいと考えておりますが、「終活登録」につきまして、町が現在、民生委員・児童委員の協力の下、作成・管理をしておりますひとり暮らし高齢者台帳に、今後新たに遺言書やエンディングノートの存在有無、保管場所を記載する欄を設けることで、独り暮らし高齢者が安心して生活できるような工夫を取り入れていく予定でございます。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） 1番目のエンディングプラン・サポート事業ということで御説明ありましたけれども、この場合、職員の数が少ないというような説明だったのですが、例えばそういった周知は、民生委員の方、それから各区長の方をお願いして、人員を確保するという方法もあると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） こちらのエンディングプラン・サポート事業というのは、基本的に区長とかでお仕事をお願いするというよりは、やはり横須賀市のほうも事務局内に再任用職員とか会計年度職員を置いてやる事業でございまして、こちらの方が中心となって、お独りの方と葬儀社との契約の間に中間に立ってやるような事業でございしますので、区長とかそういった方をお願いしてということよりは、行政の中で基本的にはやったほうがいい事業かなとは思っております。

○議長（大越勇一君） 新井議員。

○6番（新井邦弘君） これは多分今から、例えば核家族化になって、親元を離れた子供たちが、親が単身で、高齢者世帯が増えてきて、これは結構永遠のテーマだと思うんです。これに対処するにはやはり行政の力も必要になってくると思いますので、これからすぐには言いませんけれども、いろいろ考慮していただいて、本当に独りにさせない、誰も独りにさせないということなのだと思いますけれども、それが必要となる時代になってくると思いますので、ぜひ対応をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を10時45分とします。

午前 10 時 27 分休憩

午前 10 時 45 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番通告， 4 番峯山典明議員。

〔 4 番峯山典明君登壇 〕

○ 4 番（峯山典明君） 2 番通告， 4 番峯山典明です。議場にお越しいただきました皆様，そしてユーチューブ配信を御覧の皆様，本日はお忙しいところ議会を傍聴いただきまして，誠にありがとうございます。

一般質問に先立ち， 1 月 1 日の能登半島地震で亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに，被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

さて，日頃から町内を回っていると，何かしら気になることや問題が見つかり，担当課に相談して改善していただいております。また，町内で出会った方や電話及び SNS で御要望をいただき，解決しなければいけないこと，話を進めなければいけないことが山積みです。また，2019 年に日本共産党利根町支部が実施したアンケートでも，様々な御意見，御要望をいただいております。これらを一つでも多く解決に導けるように，一般質問はもちろんのこと，日頃から役場を訪問し，各担当課と懇談しております。

今回は，その中から四つを質問させていただきます。一つ目が，2019 年に初当選し，数回にわたって質問してきた，給食費に関する質問です。二つ目が，こちらも 2019 年から取り組んでいる，若草大橋の無償化と栄橋の渋滞について。三つ目が，情報発信。四つ目が，防災になります。

それではまず最初に，一つ目の質問をさせていただきます。

令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により，給食費は無償になりました。令和 6 年度，そして令和 7 年度，令和 8 年度以降の学校給食費の在り方・方針について伺います。

以降は自席にて質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質問に対する答弁を求めます。

海老澤教育長。

〔教育長海老澤 勤君登壇〕

○教育長（海老澤 勤君） 峯山議員の御質問にお答えいたします。

まず，学校給食費の在り方についてですが，学校給食費である食材費につきましては，学校給食法で保護者が負担することとなっておりますが，昨年，国においては，少子高齢化対策の一環として，学校給食費の無償化について調査，検討を始めました。令和 5 年度，茨城県内では，利根町を含め， 9 市町村が無償化を実施しました。このことを踏まえ，昨年，令和 5 年 10 月に利根町総合教育会議において協議し，学校給食費については，今年度

も無償化を行ってきた経緯もあり、今後についても子育て世帯保護者の経済的負担を軽減するため、令和6年度以降も給食費の無償化を実施することといたしました。

次に、町の方針についてでございますが、町長の施政方針で述べたとおりですので、この定例会において令和6年度予算が承認されましたら、3月の教育委員会定例会で利根町学校給食費条例施行規則の一部改正を行い、恒久的な給食費の無償化を実施していく方針でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） では、給食費と同じように、食物アレルギー等によりお弁当を持参している児童生徒の保護者に対して学校給食費相当額の補助金を交付しておりますが、こちらも引き続き、令和7年度、令和8年度も無償という考えでよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 議員おっしゃるとおり、そちらの方については、補助金により対応してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 条例の改正を行うということなのですが、ということは、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金がなくなった、出なくなったとしても、その無償化の方針というのは変わらないということでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 教育長のほうから答弁したのは、利根町学校給食費条例施行規則の一部改正になりますので、そちらで対応してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 令和7年度には町長選挙があるのですけれども、町長が代わっても方針は変わらず、そのままいくのですか。

○議長（大越勇一君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 町長の施政方針並びに教育長の答弁したとおりでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今回、給食費は無償になるということと方針も恒久的にやっていくということを施政方針からもお話伺っていますけれども、今回念押しさせていただいている中には、過去の、以前の利根町子育て応援手当支給制度とランドセル贈呈事業が縮小されたという経緯もございます。ですから、今回の給食費を無償化する、恒久化ということをこれから進めていくというお話なのですけれども、これがまた再度、改めて学校給食費を徴収するということがないように、財源確保も大変だと思いますけれども、それで今回念押しさせていただいております。期待しております。

では続きまして、次の質問に移らせていただきます。

令和元年に県に対して、栄橋渋滞緩和と若草大橋の通勤時間帯無料措置について要望書を提出され、その後、近隣市町村と勉強会を開催しております。若草大橋の無料化について話が進んでいるようですが、こちらも期待してよいのでしょうか。あわせて、栄橋の渋滞対策は進めているのかどうか、伺います。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 若草大橋有料道路の無料化につきましては昨年12月の山崎誠一郎議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、令和元年12月24日に当時の龍ヶ崎市の中山市長と河内町の雑賀町長と一緒に大井川知事に直接お会いし、栄橋の渋滞緩和と若草大橋有料道路の通勤時間帯無料措置について要望書を提出し、意見交換を行ってまいりました。

要望に対する知事の回答は、有料道路の無料措置につきましては、前例となる常総市の水海道有料道路で実施したときと同様に、「地元において、通行料の減収分を補填して実施してほしい」との回答であったことから、龍ヶ崎市、河内町と協議を行い、まずは利根町が一定の期間、試行的に無料措置を行って効果検証をするということで、令和2年9月から12月までの4か月間、若草大橋有料道路の無料措置を行い、この交通量調査結果につきましては、近隣市町の首長に説明する機会をいただき、私と担当課職員とでお伺いし、協力・連携をお願いしてまいりました。

継続した無料措置の実現には、近隣市町との協力・連携を図ることが必要であることから、情報交換や情報共有を行うため、担当者レベルにおいて勉強会を開催するよう職員に指示をいたしました。龍ヶ崎市、河内町と勉強会を継続して開催しております。若草大橋の無料化が実現すれば、栄橋の渋滞も解消するものと考え、まずは若草大橋の無償化に向け全力で取り組んでいるところでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ということは、栄橋の渋滞緩和対策に関しては、若草大橋の無料化を進めるということでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 若草大橋有料道路の4か月間通勤時間帯の無料措置を実施した結果は、議員の皆さん御存じだと思うのですが、流れがよくなったと何回も説明しております。

渋滞は解消しないけれども流れがよくなったという結果が出ておりますので、まず若草大橋の無料化を働きかけていくことで栄橋の流れがよくなり、渋滞はしているのけれども通行してくれる人も大変喜ぶのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それでは、各市町村と担当課レベルで勉強会を開催されているということですが、この勉強会の内容、詳しく、お答えできるだけの説明をいただき

たいのですが。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まずは先ほど町長がおっしゃったとおり、無償化の実証実験結果をまずお伝えいたしまして、情報の共有を図ってございます。そのほか、茨城県にこちらから足を運び、無償化の進め方の情報提供だったり、あと石岡市のほうで以前に無償化を前倒しして行っているところ、償還したケースがございます、また、常総市でも水海道有料道路を無償化にした実績がございますので、その辺の情報をお聞きしまして、2月29日、そのときにも龍ヶ崎市と河内町にお伺いしまして、勉強会、意見交換を行ってまいりました。そのときに、できれば無料化の協議会をまずは3市町で設置したいという話をさせていただきまして、取りあえず検討していただくような形で考えております。

その後、千葉県側の若草大橋の先のほうの道路の協議会も千葉県側のほうで発足しているということもありましたので、その辺の情報もお伝えしつつ、今後その協議会の設立に向けて、また勉強会を開催していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） そうですね。今課長がおっしゃったように、千葉県側も先日、2月2日に第1回若草大橋延伸線協議会というものを開催しておりまして、こちらの中で、資料を拝見したところ、やはり栄橋の南詰のところを千葉県側も気にされていまして、ワーキンググループの中で、千葉県と印旛土木事務所、そして印西市と栄町で組織されました。栄橋の交通集中によって各方面とも渋滞が発生していることで、千葉県側もやはり動かざるを得なくなっているというところがありますので、できれば千葉県側との連携も含めていただいて、龍ヶ崎市、河内町だけでなく千葉県も含めて勉強会、協議会というものを広めて、情報共有しながら無償化を進めていっていただきたいなと思っております。

先ほど町長の答弁で、栄橋の渋滞緩和というか、流れをスムーズにするために、若草大橋無料化を進めるということだったのですがけれども、先日の定例会の中での町長の答弁の中で、道路が大型車が通行できないところが利根町は多くて、栄橋も大型車は通行許可証が必要だから、本来だったらそこは通れないのだけれども、大型車が今通っている状況にあるというお話がありました。1台1台通行許可証を取得しているのかどうか、それをチェックするのは大変だと思うのですがけれども、こちらについて警察に相談されたりすることはあるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 大型の通行車両につきましては、通行証を持っているか持っていないか、警察のほうで1台ずつ確認してくださいという要望はしてございません。町として、それをやるべきものとも考えておりませんので、そちらはしてない状況です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それと懸念事項がありまして、利根町の若草大橋とは別に、日立市で有料道路が10年間、有料期間を延長するということがありました。これは、高架橋の耐震補強を行ったことで整備費が増えて、その結果、有料期間を10年延長するということになったのですけれども、今後、利根町も可能性はあるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） その辺につきましても、茨城県に行きまして確認をさせていただいたのですが、今、峯山議員が言われたとおり、修繕の工事のほうの費用がかかってくるということで、日立市の有料道路につきましては10年延長されているということです。

水海道有料道路と利根町の若草大橋、こちらに関しましては、まだそういう状況が見られる状況ではないので、今のところは償還期間満了でという話ですけれども、今後そのまま使い続けて、満了になる手前でそういうことがもしあれば、もしかしたら10年間延長になることもあり得るかとは思いますが、日立市の有料道路についてはまれなケースという話は伺っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 恐らく日立有料道路のように、若草大橋も高架橋の耐震補強をするとなると、やはり高額になると思いますので、ぜひそのような可能性がありそうな場合は逐一情報を入手していただいて、私たち議会にも情報を発信していただけたらと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。三つ目です。

みんなのまち基本条例では第5条、第13条で情報について触れております。情報発信、情報共有、情報公開、そして町政の情報を知る権利について、町の考えを伺います。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） みんなのまち基本条例では、協働によるまちづくりを推進するためには、町民がまちづくりの主体として参加するために、町政に関する様々な情報を知る必要があります。

町では、広報紙や町公式ホームページへの掲載のほか、情報メール、防災無線の配信、SNSの活用、回覧、情報公開コーナーの設置等により情報提供を行っておりますが、町民の皆様方におかれましても、協働によるまちづくりを推進する上で、町民自らが積極的に情報を受け取るよう努めていただき、情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。

みんなのまち基本条例が施行され、町民の皆様に分かりやすく、速やかに情報発信するよう、全庁的に取り組んでいるところでございます。また、本議会において上程させていただいております、利根町みんなのまち基本条例の一部を改正する条例において、利根町みんなのまち基本条例推進委員会を設置し、本条例の普及啓発及び情報発信等、運用面に

つきましても検証してまいります。

なお、知る権利につきましては、町からの様々な手段を用いた情報発信による情報提供のほか、必要に応じて情報公開を請求できる権利を町民の方は有しておりますので、こちらにつきましては、利根町情報公開条例に基づき、公正で開かれた町政の実現に努めたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） まず、第5条の3を読み上げさせていただきます。「町民は、町政の情報を知る権利を有します」とあり、解説では「町民が町政に関する様々な情報を知っている又は知る必要があります」と記載されておまして、次に、第13条解説には「町が行う情報の提供について、積極的に情報を受け取るよう努めることが求められます」とあるのですけれども。

これは確認になるのですけれども、町が最初に情報を発信します、だからその発信した情報を積極的に町民が受け取ってください、その努力をということではよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） おっしゃるとおりなのですけれども、協働のまちづくりを進めるためには、まずは町のほうからできるだけ分かりやすく情報を発信したいということで、この条文ができております。

今、利根町におきましても、全庁的にできるだけ分かりやすい方法で情報を発信するような形で努めているところなのですけれども、その辺なかなか町行政の一边倒のやり方ではなかなか町民に伝わらないという部分もございますので、今回、条例の一部を改正して、推進委員会を設置して、その辺もアドバイスをいただきたいと考えております。

その流した情報につきまして、ただ流して終わりということでは何の情報も伝わりませんので、町民の方におかれましても情報を受け取っていただいて、協働のまちづくりに参加していただくということで、こういう条文ができていますところでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それでは、町の情報発信の大事な媒体の一つとして「広報とね」がございまして、あと各区ですか、自治会ですか、単位で回覧板が回されていると思うのですけれども、こちらは自治会に入っていない方には、どのような方法で届けられているのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） 基本、自治会に入っていない方でも広報のほうはお配りしていただけるように、お話はしております。それでも届かない方に対しては、町のほうに直接取りに来ていただいたり、郵送で発送している件も何件かございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 広報だと冊子になっているので配付しやすいと思うのですが、回覧板の内容も同様でよろしいですか。A4のチラシ1枚だけが回覧板で回ってくることもあるので、そのようなときでも自治会に入っていない方にその1枚が渡されているのかと気になりました。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） 一応、回覧につきましては全て自治会とか区長にお願いしていますので、毎月、月初めにお願いしているのですが、回覧についても一緒に届けておりますので、広報と同様に回っているのかとは思いますが。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 情報発信については、SNSにも触れておりますけれども、今、利根町がSNSの活用について、具体的に何か、より情報発信、魅力発信というところで、多くの方にそれが伝わるような工夫はされていますか。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） 一応、町では、SNSはじめ情報アプリ、それから出前講座のほうで情報アプリに登録するということをお願いしているのと、あと地区情報交換会、それから町政懇談会、広報等で毎月、情報アプリをダウンロードするように啓発はしております。

SNSにつきましては、担当はまち未来創造課になりますので、そちらからお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） SNSによる情報配信につきましてお話しさせていただきます。

利根町公式SNSは、現在、フェイスブック、インスタグラム、X（旧ツイッター）、このほかユーチューブを開設しており、町民だけではなく、町外からも多くの方々にフォローをいただいております。

町には、情報配信の媒体が幾つかございます。SNSでの情報配信は、SNS活用のガイドラインや運用方針の内規を定め、これに基づき、町内外の方に向けて主に町の魅力度や認知度の向上を図ることを目的として運用させていただいております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それでは、SNSに関しては、まち未来創造課の中で、シティプロモーション係ですかね、まち未来創造課が担当されているということよろしいですか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） SNSに関しましては、まち未来創造課のシティプロモーション係が担当しております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） SNSはすごく便利といいますか、ただで幾らでも情報発信できるものなので、多くの自治体が活用しております。そしてすごく細かい話になってしまうのですが、利根町のフェイスブックのフォロワー数が632人です。なので、情報発信すれば黙っていても632人には情報が伝わるという状況になっております。

ただし、直近3か月間にどのぐらいの投稿があったのかなと調べたところ、12月が4回、内容はロケ支援の番組情報、保育園の餅つき、ロケ支援作品の情報、チョコレートのお菓子づくり講座。1月の投稿数が5回で、義援金のこと、エキストラ募集、同じくエキストラ募集、大谷翔平選手からのグローブ寄贈、五つ目にロケ支援の作品の公開。2月の投稿数は4回で、ロケ支援作品、いばらき出会いサポートセンターの利根町出張相談、カタクリ鑑賞会、消防の機庫から発見された消防服。

ちなみに、旧ツイッターのX、そしてインスタグラム、こちらも調べました。内容としてはフェイスブックと同じ内容になっておりまして、旧ツイッターがフォロワー1,242人、情報発信すれば黙っていても1,242人には情報が伝わるにもかかわらず、12月の投稿数が3回、1月の投稿数が3回、2月の投稿数は5回。インスタグラムに関しては、フォロワー数が1,695人、そして12月の投稿数が5回、1月の投稿数に関しては1回だけでした。2月の投稿数は3回となっております。

すごくもったいないなという印象を受けるのですが、この投稿回数、そしてフォロワー数を考えたら本当にもったいないなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 各課で投稿するような状況にもなってございます。アカウントを共有しておりまして、各課の担当者からもSNSの投稿ができるような体制をつくっております。

今後、各課と協力連携を図りまして、投稿数を増やしていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） そうですね。各担当課で本当にSNSを使える方がいらっしゃればいいのですが、勉強会を開催したり、そのような方法、あとは好きな方であれば黙っていても発信していくと思いますので、本当にSNSは活用していただきたいなと思います。すごくもったいないです。

例えば、ウォーキング大会、1回募集を載せるだけではなくて、やはり応募総数が少ないのであれば2回、3回と連続で情報発信してもよいと思います。また、馬鹿待ち（ばかまち）に関しては、馬鹿待ちありましたよというその情報発信だったので、馬鹿待ちに関

してもその前に、このような神事があります、ぜひ皆さん足を運んでくださいということ
を前もって流せば、利根町の魅力発信につながると思いますので、ぜひ各課で検討して
いただきたいと思います。

町長に答弁をお願いしたいのですけれども、令和5年第4回定例会で本谷議員への答弁
で、町長、次のように答弁されております。「議員の皆さんも説明を受けたことは、やは
り町民の皆さんに知らせてもらわないとつながっていない、通じていかない」とおっしゃ
っております。これは、議会に対して説明会が開かれた場合、その説明会の内容は全町に
伝えてよい、伝えるべきだということによろしいのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私は、そのとおりだと思います。

やはり、執行部だけがいろいろなものを使って情報発信するのではなくて、議員の皆さ
んも執行部から聞いたことを伝えていただければ、より多くの人に情報が伝わる。一つの
考え方だと思うのですが、そういうふうに努めていただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 資料についてはいかがでしょうか、資料。例えば、各課が議会に
対して説明会を開いたときに資料が出てくるのですけれども、その資料を丸々プリントア
ウトしてお配りするということはしませんけれども、その内容を自分でまとめて皆さんに
お伝えするということも、全く問題ないということによろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 皆さんにお伝えしたことは問題ないと私は思いますけれども、
マル秘の場合はマル秘みたいなことを書くのでしょから。皆さんがやってくれることで、
議員の皆さん方が我々に情報をもっと町民に分かりやすく伝えろ、伝えろと毎回言ってい
ますよね。皆さんも伝えていただければ、もっと広がるのではないかと、さらに広まるとそ
う思っています。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今、町長からお墨つきをいただいたので、これから積極的に情報
発信していきたいと思っております。先日、スクールバスの事故があったときに、どのよ
うに事故をこれから起きないように対策するかというマニュアルが改訂されて、それが私
たち議会にも情報として説明会が開かれました。そのときに、私がスクールバスの乗降場
所に行きまして、保護者の皆さんにお話をしたんです。その後、学校教育課を訪れまして、
もし可能であれば、学校教育課から学校を通じて内容を保護者の皆さんにお配りしたらど
うですかと提案したところ、教育長もそれはよいことだとおっしゃってすぐ動いていただ
いたんですけれども。そのように情報発信、本当に情報はスピードが命なので、私たちも
情報を得たらすぐに発信していきたいと思っております。

では続きまして、次の質問に移らせていただきます。

まず、在宅避難者に関してなのですけれども、その定義といいますか、在宅避難者のことをお話しさせていただきます。

近年、利根町でも新耐震の耐震等級3を超える家が増えておりまして、家が半壊、全壊しない場合には避難所に避難しないで、町が復興するまでの間、自宅で過ごす方も出てくる可能性があります。避難所に避難することなく自宅でそのまま暮らす方たちを在宅避難されている方たちと呼ぶわけですが、幾ら家が地震に耐えて安全でも、断水してしまったり、停電してしまったりするのは別の問題で、食料や水が不足してしまいます。

そのような在宅で避難されている方たちに対して、飲食物や日用品などの支援物資の提供はどのようになっているのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

在宅避難者への支援につきましては、町地域防災計画に基づき、行うことになります。まず、支援を行うには、在宅避難者の把握を行う必要がございますので、調査チームを編成して、把握に努めてまいります。

支援内容につきましては、避難所に避難された方と同様の支援を行っていく考えでございます。

支援物資につきましては、避難所で配布を考えております。

また、それ以外の、水の給水につきましては、利根中学校、また旧布川小学校に飲料水兼用の耐震性貯水槽がそれぞれ1基ずつございますので、その2か所で受け取っていただくことになります。適宜、県南水道企業団へ応急給水の要請や、町給水車による給水活動も併せて行ってまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 改めて確認なのですが、水や物資に関しては、直接受け取りに行けばよいということでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 食料やペットボトルに入った水等は、避難所で配布をしたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） こちらの在宅避難という言葉自体が最近出てきたのかなと思うのですが、改めてこの計画の中に、在宅避難、自宅で避難されている方たちに対する物資の提供について何か文言を加えるということは、今後検討されますか。それとも、もう既に実際在宅で避難されている方たちということが記載されていて、物資の提供などについても記載があるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 物資の提供については、記載されております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 安心しました。

では、次の質問に移らせていただきます。

大地震による震災時に被害を最小限に防ぐ方法の一つとして、建物の耐震精度の向上が挙げられるにもかかわらず、耐震改修促進計画が利根町は令和3年度で終わってしまっておりまして。

令和4年4月1日以降の計画を策定していなかった理由をお尋ねいたします。家屋の耐震に対する町の考えも併せて伺います。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 当町の耐震改修促進計画につきましては、峯山議員御指摘のとおり、令和3年度で計画期間が満了となっており、現在は耐震改修に関する計画はございません。

本年1月1日に石川県で発生した能登半島地震をはじめ、平成23年の東日本大震災など過去の地震の被害状況を踏まえ、今後も地震による建物の被害などが発生する恐れがあるため、当町におきましても建築物の耐震化を促進する重要性は十分認識しております。

これらのことから、計画期間を令和6年度から令和7年度とした利根町耐震改修促進計画を、令和6年度中頃までには作成できるよう、茨城県と協議を重ねながら進めているところでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今回、計画が漏れてしまっていたということなのですが、今後同様のことが起きないように、恐らく人事異動もあるかと思いますが、配置換えなどで担当が代わったときに、また漏れてしまうのかなというおそれを考えてしまうのですが。今後、同様のことが起きないための対策をお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 今後、漏れないように、きちんと事務引継を文書で交わして残していきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 文書で交わして徹底するということですので、計画を早めて、すぐにはできないと思いますが、極力早く計画が策定されることを願います。

現在、新しい計画を策定中ということなのですが、どのような内容になるのか。お答えできる範囲で構いませんので、その内容についてお尋ねします。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 計画の内容でございしますが、計画の目的や位置づけ、耐震化の必要性などを示しながら、現在の当町の耐震化率に対する今後の目標を掲げ、旧耐震建築物の耐震化を促進していく計画を予定しております。

計画の概要なのですけれども、計画の作成に当たってということで、背景や目的、耐震化の必要性などを記載いたします。

次に、上位計画や関連計画、茨城県の耐震促進計画、利根町の地域防災計画の概要を記載させていただこうと考えております。

想定される地震の規模や被害の予測ということで、茨城県で被害をもたらした歴史的な地震を一覧表で掲載していこうかと考えております。

続きまして、耐震化の状況、目標設定ということで、国の住宅土地統計調査等から推計した、現状の耐震化率や今後の耐震化率の目標を載せていきたいと考えております。

建築物に耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策を載せていきたいと考えております。

耐震安全性の向上に関する啓発及び知識の普及の活動内容を掲載していく予定でおります。

今のところ、このような掲載を考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） これは、防災危機管理課とも連携されているのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 今の段階では、防災危機管理課とは協議の時間を取ってございません。

現在、県と協議を進めております。今後、防災危機管理課とも連携を図って、計画策定に当たりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） こちらの計画ですけれども、内容がそもそも耐震改修促進計画となっておりまして、県の情報を見ると、各自治体でもやはりその計画はあります。その中でも、家が倒壊しないように耐震性能を診断することに対して、促すだけの自治体もあれば、その診断をする専門家を紹介する自治体もあれば、紹介するだけではなくてその補助金を出す自治体もありました。なおかつ、診断をされました、いろいろと部所にもよると思うのですけれども、その補強箇所によってはリフォームしなければいけないので、そのリフォーム費用も助成する自治体もありました。

利根町は、どのようになりますか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） どのような助成制度を創設するかということでよろしいでしょうか。

建物を対象とした耐震診断や耐震設計と耐震改修工事を検討しております。また、助成制度の国・県・町の補助率についても、現在、茨城県と協議し、計画に盛り込んで、建築物全体の耐震化を図れるような内容を検討しております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先日の能登半島地震だけではなく、近年起きている大地震の多くが1回目の地震は耐えられても、2回目の震度6以上の地震が来たときにそれで倒壊してしまうということで、二次被害が起きていると伺っております。

それを未然に防ぐためのものがこの耐震の改修計画だと思いますので、診断されました、あなたのお宅は耐震改修が必要ですよと言われても、やはり高額ですので、一番安くて50万円、高いところは300万円以上かかるものがありますので、そのような診断を受けたときに高くて改修工事、リフォームできないとなった後に大地震が起きて、家が倒れて亡くなるという方が出てしまわないような計画を策定していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 峯山議員御指摘のとおり、改修費用が高額になるということで、県も耐震改修工事がなかなか進まないところが懸念材料となっているようで、今年2月になりまして県からも補助制度の拡充というようなお知らせが届いております。今後、また県と協議を進めて、考えていきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 様々なことを検討していただくということで安心しました。

では、次の質問に移らせていただきます。

利根町も被害を受ける大地震が発生した場合の避難者の予想人数、各避難所の収容人数、避難者1人当たりの有効建物面積、そしてトイレの数は足りるのか、以上のことを伺います。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

町地域防災計画の第1編総則で、町の被害想定が記載されております。これは、茨城県で平成30年12月に茨城県地震被害想定調査報告書を作成しておりまして、それを反映させたものでございます。町において一番被害が大きい地震は、茨城県沖から房総半島沖の地震とされておりまして、被災当日の避難者が990人と想定されております。

次に、指定避難所の収容人数についてでございますが、施設の被害状況により収容人数が変わってくる可能性もございますが、避難者1人当たり2平方メートルで算出しております。被害がなければ、指定避難所は15か所ございますので、合計収容人数は7,751名となっております。

最後に、トイレについてでございますが、避難者が990人だった場合、トイレが不足されることが考えられますので、そのような場合には仮設トイレの設置に関する協定を3社と締結しておりますので、協定先の仮設トイレを活用して対応してまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） これは町長に答弁していただきたいのですけれども、1人当たり2平米、狭くないですか。いかがですか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） そうですね、狭いですね、2平米だと。2平米は、畳半分だね。ちょっと狭いと思います。

そういうことに対しても、これからいろいろな面で考えてまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先ほど、避難所は15か所で、15か所で7,751人というお話でした。私もそうなのですから、利根町に暮らす方々、大地震が起きたとき、水害もそうですけれども、避難所の環境がすごく気になっております。

大体、台風が来たときに避難所開設といいますと、日本ウェルネススポーツ大学、文化センターというところを開設されるのですけれども、日本ウェルネススポーツ大学の第1キャンパスと第2キャンパスは、ともに避難所開設は体育館だけになるのでしょうか。それとも、教室も開放していただけるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 体育館だけではなく、教室も入っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それと以前、私がこの役場庁舎を避難所にどうかと話をしたときに、様々な要因があって難しい、対策本部があるということと、あとは警察、消防が来るということから、避難所に役場庁舎を活用するのは難しいのではないかというお話だったので、

さすがに、2平米で15か所を7,000人以上となると、本当に場所が限られてしまうのかなというところがあります。なので、一度、この情報を精査していただきたいです。例えば、避難所にウェルネスの教室を活用しました、15か所の中で7,751人、2平米だとやはりストレスたまりますので、町長も先ほど狭いとおっしゃいましたが、もう少し余裕を持って確保できるような状況で、皆さんがストレスなく避難所で避難生活を送れるためには一体どこに、どれだけの人数が収容できるのかまで精査していただきたいと思っております。

例えばなのですから、もし消防と警察が役場に常駐することになったとします。そのとき、もう使う部屋は決まっているのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 役場に、大規模な災害が起きたときに、先ほど消防、警察とおっしゃいましたが、自衛隊からの派遣や、おっしゃるとおり、消防、警察にも応援要請をしていくようになりますので、そういった場合、その活動は役場を拠点として災害対応を行ってまいります。

また、県や国などから支援物資が届いてそれを各避難所へ振り分ける作業や、また大きければ大きくなるほど他県からの災害派遣職員の受入れなども考えていかなければいけないと思っております。そういった災害対応の拠点として様々な対応や情報処理を行っていただかなければならないと考えているので、避難所としての開放というのは難しいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先ほども申しましたけれども、改めてこの情報、どこの部屋に誰が来て、何人いてというところも精査して、もう一度、皆さんが安心して生活できるような避難所になるようなことを検討していただけたらと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

台風や大雨の際に冠水する地域・箇所への対応、対策、被害後の消毒はどのようなになっているのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 冠水対策ですが、冠水する主な要因として、新利根川の排水能力が不足していることが考えられます。新利根川につきましては、流域の宅地開発等による雨水の流入が増加したことによって、排水能力が不足していることから、茨城県において、昭和56年度から改修工事を行っております。また、上流部である利根町内でも平成5年度から調節池の整備を行い、第2調節池までの整備が完了し、河道の拡幅整備をしているところでございます。

町といたしましては、茨城県が策定した霞ヶ浦圏域河川整備計画にもある、第3、第4調節池の早期完成を、引き続き茨城県に要望してまいります。そのほか、ニュータウン東側においては、一時的な冠水対策として、集水ますや配水管の改修を行っております。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 被害後、浸水後の消毒につきましては、自治会長、区長からの要望を受けて実施しております。また、町民の方より要望があった場合にも、自治会長、区長に相談した上で実施しております。

実施方法につきましては、まず要望があった浸水地域を確認し、自治会長、区長に相談し、消毒する範囲を決定いたします。その後、町が所有しております動力噴霧器を利用し、晴天が続くときに職員が消毒液を散布いたします。散布場所につきましては、個人宅敷地境界付近の歩道や道路等の散布を行っております。また、昨年6月のときには、町民の方から個人宅の浸水した場所も消毒してほしいとの要望がございましたので、自治会で要望を取りまとめいただき、次回からの消毒を依頼されている状況でございます。

今後におきましても、個人宅内の浸水箇所につきましては、要望の取りまとめを自治会・区に御協力いただき、所有者立会いの上で消毒作業を実施していきたいと考えております。件数が増え、職員による消毒が難しくなった場合には、専門業者に委託し、消毒作

業を行うことも検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） まず、建設課への改めての再度質問になるのですが、昨年6月、ニュータウン入り口が冠水したときに通行止めをお知らせする看板が出ておりまして、車が冠水場所に入っていないようになっておりました。しかし、その場所が冠水場所近くの本当に直前でして、迂回する車がニュータウンに何台も入ってきまして、私たちだったら分かっているのですけれども、ニュータウンも同じく冠水している場所がありますので、何度も迂回することをしていた車がありました。当時、迂回する車に対しては、ニュータウンの住民の方たちから、こっちも冠水しているよとか情報をドライバーの方にお話ししていただいて、何とか冠水場所を避けて通っていくということができていたのですけれども。この通行止めの看板を置く場所なのですから、これは県が設置するのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 最初、県が設置しましたけれども、あまりにも団地に近かったので、建設課で県に連絡をし、遠ざけた状況でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 確認なのですから、あくまで設置するのは県で、設置場所がニュータウンに近すぎたため、建設課が改めて場所を対処されたということによろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） そのとおりです。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 恐らく今年も6月以降、また線状降水帯が発生したり、台風が来たときに冠水することが予想されます。そのときに、昨年のことを生かして、建設課がよい場所に看板を設置されたということなのですから、最初からその場所に設置することを県に要望することはできるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 通行止めのバリケードの設置場所を団地から遠ざけ、団地に近づかず迂回してもらえるような措置を、県のほうにお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 排水に関してなのですから、排水ポンプ車、利根町で買うのは難しいですか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 排水ポンプ車ですから、県内では取手市、ひたちなか市、大子町が保有していると思います。私が調べた限り、1台当たり4,600万円とか5,500万円

となっております。

利根町の場合、道路が冠水している時点で農地も冠水しており、排水路も水位が高い状況が考えられ、排水ポンプ車による大量の水の排出先が難しいものと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ということは、何だかんだやはり新利根川が問題なのですね。その新利根川を何とかしないと、もうどうしようもないということではよろしいですか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） そう感じております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 続きまして、生活環境課の消毒なのですけれども、これを今後といたしますか、今年また冠水する場所が出てくることを想定して、事前に冠水地域の方たちに、もし御自宅が浸水してしまった、カーポートがぬれてしまったというときに消毒を希望されるかどうかというものを事前に調査したり、事前に要望を受けたりすることはできますか。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） ニュータウン地区の方にはもう既に御要望いただいております、名簿も受けておまして、先ほども言ったように、この次なったときはやるといような形になっております。

それで、この間の6月のときに大雨が降ったときに、ほかの地区というのは、浸水した箇所というのが私たちが確認している中では御自宅というか、そちらのほうまで冠水したというのがニュータウンのほうは確認できましたけれども、ほかのところはございませんでしたので、今後、区長とか自治会長からそういう要望がありましたら、先ほども言ったように、区のほうで取りまとめていただいて名簿を提出していただければ、今度そういうふうになったときに私たちのほうで消毒を実施するような形でやっていきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 自治会に入っていない方はどうなりますか。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） ニュータウン地区のことを例に出して非常に申し訳ないのですが、そちらのほうでもやはり加入していない方でもやるということで、ちゃんと要望を受けております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今回ニュータウンの方たちからいろいろと要望が出ていたのですけれども、地域の方たちと、自治会長だけでなくお話をして、特に新利根川がどうかかならないとというお話でしたので、建設課だけでなく、例えば町の造成ということを考えるとまち未来創造課も関わってくるのかなというのと、防災危機管理課も関わってくるとい

うのもありますので、複数の課でまたがって出前講座みたいな形で、地域の方たちに説明会のようなものを開くことは可能ですか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 御要望があれば可能でございます。現に、防災については何件か今年度もやっておりますので、要望があれば出前講座をさせていただきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今回一般質問をさせていただいたときに各担当の課が快く懇談していただきまして、そして昨年11月には町長と総務課長も予算要望という形で懇談の場を設けていただきまして、少しずつ町民の方たちからの要望というのは改善に向けて進んでいるのかなと思っております。

ただ、まだまだ改善されない区長要望、住民要望というのはありますので、これからまた改めて違う形で質問したり、皆さん各担当課を訪問して懇談してお話ししていければよいかなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午前 1 1 時 4 5 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、4番峯山議員から体調がすぐれないので欠席する旨の連絡がありました。一般質問を行います。

3番通告、7番船川京子議員。

〔7番船川京子君登壇〕

○7番（船川京子君） 3番通告、7番船川京子です。

質問に先立ちまして、1月1日能登半島地震でお亡くなりになられた方々の御冥福と、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

それでは通告順に従って、質問をさせていただきます。

初めに、男性へのHPVワクチン接種について。

子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するHPVワクチンの女性へ向けた積極的勧奨が、2022年4月から再開されました。また、厚生労働省では男性への接種も2020年12月、9歳以上を対象に承認し、2023年8月から定期接種化の検討を始めるなど、前向きな姿勢を示しています。しかし、現時点では任意接種のため、必要な3回分の費用は総額約5万円、全額自己負担となります。専門家は、HPVワクチンを男

性に接種することで、こう門がんや尖圭コンジローマ、中咽頭がんなどから男性を守り、また将来のパートナーへの感染を防ぐという二つの意義を示し、接触済みの人が多いほど集団免疫効果が生まれ、社会全体の感染率は下がると指摘しています。

海外では既に約40か国で男性接種が公費助成されておりますが、日本では女性の定期接種化からすぐに体の痛みなどの訴えがあり、科学的に因果関係があるとは証明されてはいませんが、当時の報道によるネガティブなイメージから接種に踏み出せない人が多くいるのが現状と感じています。男性接種を希望する人たちの経済的なハードルをなくし、定期接種化を早期に実現してほしいと念願するとともに、男性接種を進めることは停滞する女性接種の追い風にもなるのではと期待も持っているところです。

現在、無料で接種を受けられる対象者は、小学校6年から高校1年相当の女子のみとなっておりますが、男性の助成制度を創設する自治体が少しずつではありますが、広がりを見せ始めています。

それではこのような背景の下、（１）の質問をさせていただきます。

男性に大きな効果が認められていることは、あまり世に知られていない現状と考えますが、男性へのHPVワクチン接種に対する広報・啓発・勧奨などについて町はどのようなお考えをお持ちなのか、伺いたします。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

勝村保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長勝村 健君登壇〕

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは、船川議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、国におきましては、令和2年12月に4価HPVワクチンの製造販売承認事項一部変更の可否が審議されました。効能や効果について、前駆病変を含む男女のこう門がん及び男性の尖圭コンジローマの予防に対する適応拡大が承認されたところであります。

現在、HPVワクチンは、平成25年4月に定期予防接種と位置づけされ、小学校6年生から高校1年生相当年齢の女子を対象に実施しております。定期予防接種に位置づけられた当初は、接種部位以外の身体に広い範囲で持続する疼痛などが報告され、積極的勧奨の差し控えが行われました。その後、安全性について特段の懸念が認められないことが確認されましたので、現在では積極的勧奨が再開されているところであります。

これまでの経緯から、HPVワクチンにつきましては、女性のためのワクチンであると認識しがちであります。男性にも適応となっている状況でもありますので、国の動向を見ながら、適切な時期にワクチンの種類や効果、副反応なども含めた正しい情報の発信をしていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今、課長のほうから適切な時期に情報発信を行うというお答えをいただきましたので、なるべく早く適切な時期が来ることを念願いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

（2）対象年齢となる中学生の対応について、お聞きいたします。

ここで、自治体による取組の具体例を一つ御紹介したいと思います。山形県南陽市では、市内全ての中学校と高校でHPVワクチン接種を啓発する出張授業を行ったとの新聞報道がありました。講師には関西の医学生などをつくる、若者にHPVワクチンについて広く発信する会「V c a n」のメンバーを迎え、子宮頸がんの実態や、特に男性が接種することでパートナーの感染抑制やこう門がん等の予防につながることなどの説明がなされました。

中学生男女にHPVの感染予防に対する正しい知識を伝えることは、未来ある若者を育む上で意味のある対応と考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 子宮頸がんは、国内で1年間に約1万人が罹患し、約3,000名の女性が命を落としてしまいます。その予防として現在、小学6年生から高校1年生の女子のみが定期接種を無料で受けられます。男性HPVワクチン接種については、あくまで任意接種となっており、3回の接種で約5万円ほどの自己負担とお聞きします。男女とも公費助成を行ってきたオーストラリアでは、2028年には集団免疫が得られ、子宮頸がんの撲滅が達成されるとも言われております。

男性のHPVワクチン接種の意義は、これまでもあったように、自分自身のこう門がんや中咽頭がんから命を守るだけでなく、パートナー女性の子宮頸がん感染予防にもつながってくるということになります。

このことにつきまして、私は2点考えがございます。

一つは、町の教職員に男性HPVワクチン接種の現状について知ってもらうということが大切であると考えます。

毎月、定例の校長会・教頭会・教務主任会の研修会を行っています。町教育委員会の施策の理解、協力をお願いしたり、事業の検討・確認などを中心に行っています。その研修会の場には、この町議会の一般質問で取り上げられた教育課題なども協議をしたりしております。今回の男性HPVワクチン接種などは新しいテーマでもあり、社会や教育の現場で今後検討していかなばならない問題であると考えます。学校管理職から教員へ、そのことをまず周知してまいります。

二つ目には、中学生に何をどのように学ばせ、病気の予防につなげていくかを検討する必要があるということでございます。

中学校の現場では、子供たちが学習する各教科でその内容が決められております。しかし、現実的な諸課題の中で、テーマによっては教科横断的な教育内容が必要となることが

ございます。例えば、学習指導要領資料には「環境に関する問題」とか「食に関する問題」などと並んで「心身の健康の保持増進に関する教育」が例として挙げられております。

このHPVワクチン接種では、保健体育・社会・理科・特別活動・総合的な学習の時間などに関連させた授業展開が可能と考えております。現在の中学校保健体育教科書では、病気はどのような要因が関わって起き、予防するにはどうしたらよいでしょうかと具体的な単元がございます。そう考えていきますと、教科では保健体育が一番関連深いと考えております。その具体的な単元として「食生活と健康」、あるいは「運動と健康」、あるいは「薬物乱用と健康」、「感染症予防とその広がり」、さらに「性感染症エイズについて知ろう」などが見られます。こうした、どの単元が一番ふさわしいのか再構築をし、HPVワクチン接種の意義を学ばせることができると考えております。

申し上げましたように、どのような視点で何を学ばせるのか、継続的な学習をさせるのか、単発の学習で終わるのかなどを組み立てる必要がございます。議員おっしゃる、山形県南陽市の中学校で男性HPVワクチン接種を取り扱ったニュースなども聞きますので、まずはその国内外の動向を大きな関心を持って、注視していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今、教育長のほうから、まずは教職員に研修でということで一石を投じていただいて、波紋として少しずつ広がっていくのはこれからの課題であると私も感じております。そして、2点目の当事者である中学生に心身の健康、また教育課程における再構築まで視野を向けてお考えいただいているということをお大変よく理解をさせていただきましたので、どうかこれから少しずつこのHPVに対して目を向けていただき、教育長がおっしゃったように、関心を向けていただき、お取組いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次、（3）の質問に移らせていただきます。

先ほど男性接種の助成制度を創設する自治体が少しずつ広がりを見せていることに触れましたが、東京都中野区では既に実施しており、東京都は今年1月に区や市などの自治体が男性の接種費用を支援する場合、自治体が負担する費用の2分の1を都が補助するとの方針を明らかにしています。また、都によると、こうした取組は都道府県では初めてということで、男性のHPVワクチン定期接種化に向けた流れを加速させたいとの考えも示しています。先ほど紹介いたしました、南陽市では小学校6年から高校1年の年齢とキャッチアップ世代に当たる年齢の男性を対象とし、2023年6月から接種費用全額補助を実施、2024年1月9日までに対象者の2.5%が補助を受け、接種しております。

仮に、利根町で助成に向け制度設計を行うとして、助成の対象年齢と同年齢とした場合、利根町の対象者はおよそ268人です。助成制度を創設し、希望者を全体の2.5%で計算すると約7人です。1人全額5万円の補助をしたとしても35万円。報道によるネガティブなイメージやHPVワクチン接種は女性がするものとの認識が根強くあることから、現時点に

において希望者を募ったとしても、さほど大きな金額にはならないと考えます。男性へのHPVワクチン接種費用助成制度創設は、未来ある若者への支援として有効な事業ではないかと考えます。

茨城県でも、隣接する龍ヶ崎市が2024年度当初予算案を発表した中に、県内初の取組として、男子児童生徒のHPVワクチン接種費用助成が組み込まれています。利根町として、ぜひとも調査・研究の対象としていただき、望ましい方向へ検討を願いたしますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 男性へのHPVワクチンにつきましては、令和2年12月に4価のワクチンが9歳以上男子への接種の適応を取得し、任意の予防接種が可能となりました。ワクチンは3回の接種が必要で、接種費用は5万円程度かかりますので、接種する場合の経済的な負担は大きくなると承知しております。

しかしながら、現在実施しているHPVワクチン定期予防接種の副反応に対する対応といたしまして、各都道府県において協力医療機関が選定されるなど体制整備がなされているところではあります。任意予防接種に対する対応は明確にされていない状況であります。また、国におきまして、男性へのHPVワクチンの定期接種化について、議論を進めていくところでもあります。

このような状況を踏まえまして、町といたしましては、現時点での任意予防接種の助成は難しいと判断しており、今後は国や他の自治体の状況について情報収集を行いながら、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 課長のお答えはもったもだと思います。国のほうでもまだきちんとした整備がされていないので、現実には諸事情の中で難しいのは重々承知をしております。だからこそ、利根町として、ぜひとも調査研究の対象としていただきたい、そして望ましい方向へ検討をと申し上げているのであって、今すぐできるとか助成をすとかということではありません。

ただ、このことに対して望ましい方向へ検討をお願いしたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 助成につきましては、近隣の自治体とか全国の状況を把握しながら検討をしてまいりたいと思います。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 既に全国では大分広がり、現時点でも結構助成に踏み切っているところもありますので、後れを取らないように、また国の動向も注視しながら、ぜひとも調査を重ねていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の交通弱者支援についてお聞きしていきたいと思います。

町では令和6年度に策定する利根町地域公共交通計画において、民間事業者を含めた町全体の公共交通の在り方について、AIやコミュニティバスの導入、またライドシェアやアプリの活用なども検討しながら持続可能な地域公共交通の実現を目指し、御尽力いただいていると認識をしています。現場のニーズが反映され、利便性向上が望める計画をと念願をしているところです。

それでは、(1)の質問をさせていただきます。

福祉バス「福ちゃん号」は、公共施設をはじめ、町内の医療機関や金融機関、商業施設などの近くに設けた停留所を循環しながら運行しています。どなたでも無料で利用することができ、利用者にとってはうれしい福祉サービスと認識していますが、そのほとんどにベンチや屋根が設置されていないことをとても残念に感じています。利用者の中には、自宅からバス停まで20分以上歩かなければならない方もいらっしゃいます。健康や体調など日によって歩く時間は異なり、早めにバス停に到着した場合には長くバスを待つこととなります。また、少ない荷物であっても高齢者の方には大きな負担になるかと考えますが、荷物を置く場所はありません。

利用者に対する優しい福祉バス停留所の環境整備を望みたく、令和4年第2回定例会にて町の見解をお聞きしたところ、概要、次のようなお答えをいただきました。重複している場所を除くとバス停は64か所、公平性を保つ観点から、全てのバス停の両側にベンチや屋根を設置することが望ましい。また、歩行者の妨げにならないような道幅の確保、地権者との協議、道路占用許可など、考慮すべきことがある。予算措置も必要となり、今後総合的に検討していきたいと。

町の見解は理解するものの、福祉バスは公共施設をはじめ、町内の医療機関や金融機関、商業施設などの近くに設けた停留所を循環しながら運行しています。これらの施設から順に計画を立て、単年度ではなく、複数の年度にわたり徐々に環境整備を進めていくなどの対応は難しいのでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 福祉バスの停留所につきましては、令和4年6月議会の一般質問でも答弁いたしましたが、外回りと内回りで重複している場所を除くと、合計で64か所ございます。議員がおっしゃるように、全ての停留所にベンチや屋根が設置されていれば、利用者にも優しく便利になるものと思われま。

しかしながら、ベンチや屋根を設置するには、それ相応のスペースが必要となります。現実では、停留所になっている場所の道路の幅員や道路脇の歩道の形態などにより、設置できるスペースがなく、困難な場所が多いのが実情であります。公共施設や商業施設からというお話もありますが、現在行われております利根町地域公共交通活性化協議会の中で、福祉バスの方向性が示されると思われましますので、公共交通を取り巻く現状と課題についま

しても検討をしていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 町の姿勢は、先ほども申し上げましたように、大変よく理解をいたします。

今の課長のお答えによると、協議会の中でこの環境整備も具体的に検討していただけるということは、商業施設の近くなど荷物を置くような場所やベンチ、期待を持てる可能性があるかと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

今言われました、バス停の件なのですけれども、公共交通の活性化協議会で、どういうふうなルートになるのかとか、そういう部分も今後検討していくわけなのですけれども、せめて公共施設のところにつきましては公共施設の中で待っていただくとか、商業施設のほうは御協力いただければ、そういうことも可能なかなというように考えております。また、アプリを使えば、そういうことも可能になってくるとは思いますので、その辺につきましてもこの活性化協議会の中でこちらから利根町の課題としてお示しさせていただいて、御意見をお伺いしたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今、課長のほうからお答えいただきましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

それでは続きまして、（2）、福祉バス利用方法についてお伺いいたします。

町で示す利用方法の中には、どこの停留所でも乗り降りができますが、手荷物は最小限に、シルバーカーなどは折り畳んで座席内に収まるものしか持ち込めませんとあります。この内容は、具体的に1人1席の利用と制限を設けていると理解してよろしいのでしょうか。

商業施設を利用した場合、御高齢の方であっても、袋菓子などがかさばる軽い荷物の場合、複数のエコバックを使用することも考えられます。どなたでも利用できることから、運転されない方が大人用生理用品などかさばるものや飲料水などケース買いを求めて御利用されることもあるかもしれません。また、シルバーカーなど折り畳んで座席に収まるものと明記されていることから、高齢者の方が荷物の運搬にかかる力を軽減できるシルバーカーの利用を制限されているとの印象も持ちます。商業施設の利用も目的の中に位置づけられているにもかかわらず、荷物の制限などを設けることで、利用に対し消極的にならざるを得ない方の声も聞こえています。

現場の対応について、現在、町はどのようなお考えをお持ちでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 福祉バスの乗車定員につきましては、運転手を含めると、外回りが14人、内回りが10人となっております。不特定多数の方が利用し、自由に乗り降りできることから、乗車人数を把握することができません。何人乗ってくるのか分かりませんので、座席を確保しておかなければなりません。日によっては、定員近くまで乗車することもありますし、乗り降りの支障にならないよう通路を塞がないようにもおこななければなりません。

以上のようなことから、基本は、一人で一つの席の利用で、手荷物は御自身で持てる範囲で最小限にということを知らせていただいております。荷物が多いお客様に対しては、場合によっては、運転手が荷物の積卸しを手伝うなどの対応をさせていただくこともありますが、停留所は何十か所とありますので、毎回は運転手がお手伝いできないのが実情であります。このようなことから、手荷物の制限はせざるを得ないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 福祉バスを使うことによって、車を運転されない方にとっては利便性の向上に大きく寄与していることを理解するとともに、現場の状況は、矛盾を感じる部分が発生する可能性があることも否定はできないと感じております。このような部分も、ぜひ協議会の中で具体的な課題として御協議いただきたいと思いますと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

福祉ちゃん号の利用者アンケートの中で、一番利用される方がやはり買物ということで、週に1, 2回、または、週に3, 4回という方が約60%, 6割の方が利用されているということもアンケートで結果が出ております。

そのようなお荷物を持っているとか、そういう部分につきましても、いろいろ課題があることは承知していますので、そのことも含めて協議会で検討していただき、どういう形でできるか分かりませんが、その辺も含めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 担当課長も現場の声を受け止め反映させるには大変なエネルギーが必要かとは思いますが、ぜひとも望ましい方向へ展開できますことをお願いしたいと思います。

それでは、（3）の質問に移らせていただきます。

ふれ愛タクシー利用方法には、次のように記されています。「乗り合いタクシーのため、他にも同じ便を予約された方がいれば道順に回ってそれぞれの目的地まで運行します。天候や道路状況等により、お迎えや到着時間が遅れる場合がございます。」また注意事項と

して、「お迎えの場所へ到着後、しばらく経ってもお越しにならない場合は、キャンセル扱いとさせていただきますので御注意ください。」「必ずふれ愛タクシーの到着が確認できる場所でお待ちください。」と記されていることから、同じ時刻便を予約された方たちの乗車場所によっては、後から乗る利用者にとって到着時間が読みにくく、キャンセルの不安も感じるため、より長く待つことになるとしても早く外に出てドライバーが利用者を確認できる場所で待機し、乗り遅れを防ごうとする可能性が大きいと考えます。真夏の炎天下や厳寒の真冬、強風や雨脚の強い日など、屋外での待ち時間の長さは、高齢者にとっては大変大きな負担です。

令和4年第2回定例会にて、お迎え到着時間の目安の情報を利用者にお伝えし、待ち時間の軽減を図ることはできないのでしょうかとお尋ねしたところ、担当課長からは7月から1台増車し、これまでより運行が多くなり、利用者の待ち時間も少なくなると考えているとのことのお答えをいただきました。利用者の乗車時間が軽減されることと、タクシーが到着するまで利用者がドライバーの確認できる場所で待っている時間の長さとは、別の課題のように感じます。

待ち時間を過ごす環境に配慮しドライバーの確認方法における工夫やより正確に近い到着時間をお知らせするなど、利用者に優しい環境整備について町は現在どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 現在、ふれ愛タクシーの利用者には、予約の電話をいただいた際に、車両到着までの待ち時間に配慮し、予約センターのオペレーターよりおおよその到着時間や予約状況によっては混み合う可能性があることをお伝えしております。

また、当日、利用者が乗車場所にいらっしゃらない場合には、運転手には一定の時間、5分程度ではございますけれども待っていただいて、それでもいらっしゃらない場合には、運転手からオペレーターに連絡をし、オペレーターから利用者に確認の連絡を入れさせていただくなどの対応を取らせていただいております。乗り合いということで、他の利用者に御迷惑がかからない範囲で、少しでも快適にふれ愛タクシーを御利用していただけるよう努めているところでございます。

先ほど申し上げましたが、現在、策定を進めております地域公共交通計画につきましては、これまでも多くの皆様から一般質問を受け、また町民にとっても非常に関心がある課題だと考えております。町の将来を見据え、持続可能な公共サービスを構築するために、AIやアプリの導入のほか、ライドシェアなどさらなる利便性の向上について検討を進め、また先ほど申し上げました、利用者に優しい環境整備の一つとして、せめて公共施設だけでも建物の中でお待ちいただけるような環境づくり、こちらにつきましても検討していきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 現状はできる限りの努力を精いっぱいやっていたていることは、重々理解させていただくことができました。ただ、限られた条件の中で対応していかなければならないのが今の状況だと思いますので、今後、協議会でまたより望ましい方向にお願いすることばかりですが、これが現場の声だと思いますので、どうか真摯に受け止め、対応をお願いしたいと思います。

それでは、（4）の免許自主返納者及び高齢者に対する支援についてお聞きしたいと思います。

平成30年6月から、町では自動車免許を自主返納された65歳以上の方を対象に、1人1回限り、バス回数券もしくはタクシー利用券を交付しております。運転に不安を感じる方にとって、有効な町民サービスと認識しております。

しかしながら、なかなか免許の自主返納に踏み切れない方がいらっしゃることも現実と感じています。その大きな要因の一つは、返納後の移動手段に対する不安にあると考えます。買物に関しては、「ときめき☆おでかけ隊」や移動スーパー、また町公共交通を利用して食品や日用品などは求められますが、町内には眼科や耳鼻科、皮膚科などはなく、医療機関での受診には大きな課題を感じています。

現在、町では利根町地域公共交通計画策定に向け、具体的な環境整備に取り組んでいただいているものの、現時点において、日常生活を考えると免許返納をちゅうちょされる方のお気持ちは容易に理解できます。お隣の河内町では、70歳以上で運転免許を持していない、または何らかの事情で自動車を利用できない方を対象として、タクシー利用時に補助をしています。免許を返納された方やもともと運転をされなかった方などにとって、タクシーは大変にありがたい移動手段ではないかと考えます。

免許を返納された方のその後に光を当てての取組と、車の運転をされない高齢者の方に対する支援について、町はどのようなお考えをお持ちでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 当町では、運転免許証を自主返納した満65歳以上の町民などを対象に、大利根交通自動車株式会社が運行する路線バスの回数券1万2,000円分、布川交通のタクシー及びふれ愛タクシーの利用券1万2,000円分、またはその両方の組合せで各6,000円の合計1万2,000円分のいずれかを選択していただき、利用券を配付し支援する「利根町高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施しております。

社会福祉協議会では、公共交通機関の利用が困難な方で、介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方などに対し、医療機関や買物への送迎を支援する在宅福祉サービス事業を実施しております。

現在、公共交通を利用する高齢者に対する一体的な支援というものは行っておりませんが、他市町村におきましては、高齢者や障害者の利用料金を減免している市町村もございます。この件につきましては、先ほども申し上げております、地域公共交通活性化協議会

の中で地域公共交通計画の検討を進めていく中で、こちらも他の自治体の事例を参考にしながら、利用料金の減免も含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今、交通弱者支援について4点、形としては、現場の声を届けさせていただいたというような形になりましたが、現時点において、現行体制の中での改善はやはり課題があり、困難な部分もあるかと思います。

そこで、先ほどからちょっとお話に出ていた、ライドシェア、このような状況下で、今年4月には国主導により一般の車でも有償で利用客を乗せることができる制度、ライドシェアが一部解禁。それに先駆け、石川県小松市では2月29日から自治体が運用の主体を担う「自治体ライドシェア」を開始しました。既に23の自治体で検討されているとの報道もある中、これから取り組む利根町地域公共交通計画には、この質問の最初に申し上げましたが、AIやコミュニティバスの導入、またライドシェアアプリの活用など現場のニーズが反映され、利便性向上が望める計画となりますことを、本当に切に念願をするところでございます。

また、利根町公共交通計画における進捗状況などに関する質問は、今後時を見てまた行っていきたいと考えておりますが、現時点において、交通弱者に対する支援全般、ざっくりでいいのですけれども、お持ちのお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今、地域公共交通活性化協議会でいろいろ検討しているわけなのですが、その会員になっていただいております茨城県の交通政策課のほうから茨城県地域交通政策推進協議会というのがございまして、この中の下部組織のワーキングチームというところで、地域の交通課題と解決に向けたワーキングチームに参加してもらえないかということで、利根町を含む6市町が参加して、今ワーキングチームのほうを進めているところでございます。

第1回目に1月31日、2回目に3月1日ということで、この中で、ライドシェアのことだったり、地元の茨城県のハイヤー・タクシー協会の方もいらしていろいろ御意見をいただきながら、地域・地域に合った交通対策といいますか、交通の施策に関しましていろいろ意見を交換しまして、助言をいただいているところでございます。また恐らく、第3回目、4月ぐらいにまたあるとは思いますが、ライドシェアにつきましては、今、国のほうでもパブリックコメントを実施しているとか、そういうような数多くの情報もいただいておりますので、この勉強会の中で、ワーキングチームの中で情報を得たものをまた町の活性化協議会に持ち帰って検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 先ほど河内町のことを御紹介させていただいたのですが、これと同じようなことをやってほしいと言っているわけではなく、今課長もおっしゃったように、

ライドシェアのような形で、できればピンポイントで、御利用される方が医療機関へ受診できるようなそんな道筋を、できればなるべく安価で利用しやすい形で組み立てていただければ望ましいかなと、そのように考えているところでございます。ぜひとも全体的に、全体的にいい方向に行くようお願いを申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

それでは、三つ目の質問です。投票環境の整備について。

(1) 「選挙支援カード」導入について。

昨年行われた4月の統一地方選挙から、町内13か所の投票所に選挙用コミュニケーションボードが設置されました。これは、投票に際して困っていることなどを、イラストや文字を指して伝えることができるボードです。選挙直前に若手職員に提案したにもかかわらず、課長の後押しもあつてのことだと思いますが、即刻導入していただき、誰もが投票しやすい環境づくりの推進をしていただいたと感じています。

今回の質問では、既に設置していただいている選挙用コミュニケーションボードと、多くの自治体で併用されている選挙支援カードの導入についてお聞きしたいと思います。選挙支援カードとは、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れ、入場整理券と一緒に係員に手渡すと、必要な支援を受けながらスムーズに投票ができる仕組みになっております。自治体ホームページから印刷して持参ができ、各投票所にも設置しておくことができます。

現在導入されている選挙用コミュニケーションボードと選挙支援カードとの併用について、町の見解をお伺いいたします。また、期日前投票所にも同様の対応が望ましいと考えますが、併せてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

投票支援カードは、サポートを口頭で申し出ることが苦手な方が投票に際し、対応してほしい内容をカードに事前に記入することで、投票手続をスムーズに行えるようサポートするもので、より投票に行きやすい環境整備のため、導入されております。

利根町選挙管理委員会といたしましても、選挙権を有する全ての方が投票しやすい環境を整えることが大切であると考えております。コミュニケーションボード同様、投票支援カードはその一助になり得るものですので、今回の選挙より、投票日当日だけではなく、期日前投票所においても導入してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） よろしくお伺いいたします。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。「投票用紙記入補助具」の導入について。

投票用紙記入補助具とは、投票用紙を挟んで使用するプラスチック素材などのケースで

す。記入欄に当たる部分がくりぬかれ、投票用紙を間に挟むと、触るだけで記入する位置が分かるようになっています。投票用紙に自筆したいが記入する枠が弱視などで見づらく不安を感じている方にとっては、投票用紙の記入する枠が分かりやすくなり、視覚の課題から投票にためらいを感じている方たちへの優しい環境整備に寄与できると考えます。

投票用紙記入補助具導入について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） 視覚障害者の投票方法につきましては、自書以外に、本人に代わって投票用紙に候補者名を記入してもらう代理投票や点字による投票が認められております。しかし、後天的に視覚機能が低下した中途視覚障害者の中には、点字を使うのが困難な場合が少なくありません。また、代理投票は、候補者名を口頭で伝える抵抗感や候補者名を口頭で伝える際に周囲の方に自分が誰に投票したのか聞こえてしまうのではないかなどの不安を感じてしまうこともあり、自分で投票用紙に候補者名を書きたいと思う方は少なからずいらっしゃいます。

投票用紙記入補助具は、投票用紙を挟んで使用するプラスチック製のケースで、記入欄の部分だけが切り抜かれており、表面を手で触れれば分かるようになっております。自分自身で候補者名を記入することにより、そのような抵抗感や不安を解消することができますので、さらなる投票環境の整備のためにも、投票支援カードと同様、次の選挙より導入してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） まるで当事者のお気持ちをそのまま代弁するようなお答えをいただき、大変うれしく感じております。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

それでは、（3）の期日前投票所の増設について。

現在、町では役場庁舎のみの期日前投票を受け付けていますが、より投票しやすい環境整備を進めるには、期日前投票所の増設も有効ではないかと考えます。

期日前投票所の増設について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） 期日前投票制度は、平成15年の公職選挙法改正により、手続が簡素な投票制度として導入されました。その運用に当たっては、投票所設置場所や期間、時間帯の設定について自由度が高く、選挙管理委員会が各地域の実情を踏まえ、有権者の利便性向上に最も寄与できる制度の一つとなっております。

期日前投票所の増設につきましては、庁舎期日前投票所との二重投票の防止の観点から期日前投票システムを利用する必要があります。期日前投票システムの利用には、基幹システムサーバーへの有線接続が必要となります。町では、図書館、文化センター及び生涯学習センターには基幹システムサーバーが敷設されており、期日前投票所が開設可能な条

件を備えておりますが、投票管理者や投票立会人、事務従事者の確保、それに伴う人件費の増加、パソコン等の備品購入など多大な費用が伴います。

そのほかにも、期日前投票所において投票の秘密が侵されることがないか、投票の秩序が確保できるか、受付等を効率的に処理できるかなどの観点から、施設において一定の面積の確保が必要となります。また、同時にその施設が投票所として一定期間優先的に利用が可能であり、かつ交通利便のよい場所かなど、様々な解決すべき課題があることから、期日前投票所の増設につきましては今後も慎重に検討するべきであると考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 増設に対する様々な課題は、大変よく理解をさせていただくところです。ただ、仕組み的にはできないことではないということも、理解をするところでございます。

そこで、例えば図書館などに増設することによって、投票率の向上、もしくは若年層の投票率の向上などにプラスになるような可能性も私は感じる部分もありますが、確かに面積とかいろいろな諸事情の課題はよく分かります。でも、そういった課題をクリアすることによって増設ができるのであれば増設をすることが望ましいと考えますが、選挙管理委員会としてはいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） お答えします。

当然、町の選挙管理委員会としましては、投票率、非常に興味があるものでございます。

場所なのですけれども、先ほどの3か所につきましては基幹系システムサーバーが導入済みということで、場所が確保できれば開設は可能だと思われるのですけれども、図書館と文化センターの2か所につきましては、町役場で期日前投票をやっておりますので、距離的に近いのかなという判断もございまして、もし開設できるのであれば生涯学習センターに開設すれば投票率が上がるかなと選挙管理委員会では考えております。バリアフリーにもなっておりますが、現場を確認したところ、スペース的に今の段階では難しいという見解でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 増設するのが難しいという、やってできないことはないかもしれないけれども、そこに向けての努力も難しいような、そんなお答えの印象を持ちましたが、そうでもないですか。やりたいけれどもできない。どちらですか、課長。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） 予算的な面もございまして、那珂市ではバスを借りて2日間だけ商業施設で期日前投票をやったという実績があるのですけれども、2日間で人件費込みで100万円程度かかったということなのですけれども、その

辺を含めまして、費用対効果の観点から、今後も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） この費用対効果に関しては、次の質問にも大きく影響するものだと思いますので。

（４）の交通弱者に対する投票支援についてお尋ねしたいと思います。

今、期日前投票所の増設の質問をさせていただきましたが、これは交通弱者の方に対する支援方法の一つと考えております。今、図書館と役場が近いというお話がありましたが、文地区と布川地区になるので、その辺の印象も私的には羽根野台・早尾台の方が役場に行く感覚と図書館に行く感覚はちょっと違うかなという印象はありますが、町としては近いという、そういう認識をお持ちということを理解いたしました。

（４）の質問では、移動期日前投票所などのように町内を巡回するなど、こちらから出向くことで交通弱者の方たちの１票を手助けできる取組についてお聞きしたいと思います。

選挙の時期が近づくと、車の運転をされない御高齢の方から投票所まで歩いていくのは大変、期日前投票をしたいけれども役場まで歩いては行かない、これは羽根野台・早尾台地区の方が多い御意見であるかとも思いますけれども、進む高齢化に伴い、各自治体では工夫を凝らしながら、交通弱者の方たちへの投票支援に取り組んでいると感じています。交通弱者の方たちのみならず、そのほかの支援を必要とされる方たちにとっても、近くに寄り添うことで、優しい投票環境整備の推進になるのではと考えます。

町として、交通弱者に対する投票支援及び移動投票所の導入について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。お伺いいたします。多分これで最後の質問になるかと思うのですが、やはり現状、一番課題になるのは、先ほどの課長のお答えだと費用対効果、経費の捻出、そうすると現状維持という選択が一番色濃くなるようなそんな印象を持ちます。町の予算全体を考えた場合の取組であるのかなと思いますが、これが国の選挙とか県の選挙の場合、それらの経費は国や県に申請するようなそういった道とか、特に参議院選挙・県会議員選挙など投票率の低いものに関して、そういった補助金を引っ張ってくるようなそんな対応はできないのでしょうか。もうこれで終わりだと思いますので、そこも併せてお答えいただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 大越選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（大越達也君） まず最初に、費用の面でございますが、通常、国政選挙ですと、ちょっと前までは10割ほどいただけたのですが、最近の選挙の傾向を見ますと8割程度なんですかね。あとは地元の自治体のほうで出しているような状況でございます。

それでは、期日前投票所への交通弱者支援といたしまして、役場などの公共施設をはじめ町内の停留所を循環しながら運行している福祉バスや、御自宅などから希望の目的地ま

で送り届ける公共交通サービスの利根町ふれ愛タクシーがございます。また、御自身で公共交通機関を利用した移動が困難である方のうち、介護保険において要介護または要支援の認定を受けた方、身体障害者手帳等をお持ちの方につきましては、利根町社会福祉協議会では外出介助の一環として、御自宅から投票所までの移動について支援が受けられる在宅福祉サービス事業、通称「まごころサービス」がございます。こちらは、町内でしたら片道300円プラス燃料代ということで往復800円ですか、待ち時間30分は無料ということで、確認を取っております。

次に、移動期日前投票所につきましては、離島や山間部などの過疎地や高齢化による人口減少等による投票所の統廃合により、投票所への交通手段の確保が難しい有権者の投票環境確保を目的に導入されております。利根町では地区集会所等を中心に13投票所を設置しており、同人口規模の市町村と比較しましても1投票所当たりの受け持つ面積及び人口は少なく、投票に行きやすい環境となっております。

先ほどの答弁にもありましたように、期日前投票システムの利用には、基幹系システムサーバーへの有線接続が必要となり、移動期日前投票所におきましては、期日前投票システムへの有線接続をすることができません。そのため、投票日当日の投票所と同様に、紙ベースでの選挙人名簿との照合により投票の受付をすることとなりますが、庁舎期日前投票所との二重投票となる可能性も考えられ、随時、投票済みかの確認が投票所同士で必要となり、業務が煩雑になります。また、導入に伴う経費の増加やこれ以上の人員確保は難しい状況にあることから、移動式期日前投票所の導入につきましては現在は考えておりませんが、利根町におきましてもさらなる人口減少や高齢化が今後進みますので、選挙の公平を確保しつつ、投票環境の向上について適宜検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時45分とします。

午後2時33分休憩

午後2時45分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番通告、9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 4番通告、9番五十嵐辰雄でございます。

1番といたしまして、地域防災力の充実強化策についてお尋ねをします。

令和6年元日の夕方、あの最大震度7の地震が能登半島で発生し、一瞬のうちに多くの建物を倒壊させ、大規模な火災を引き起こしました。地盤が変動し、道路、電力、上下水道、通信障害など社会基盤が甚大な被害を受けました。地域防災体制の確立に、喫緊

の課題として取り組まなければなりません。

そこで、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行になっています。

消防団の活動については、火災発生時における消火、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助、避難誘導、平常時の訓練に従事し、住民の安心安全を守るという役割を担っています。しかし、消防団については、少子高齢化、地方公共団体の区域を越えての通勤等、社会情勢の変化により減少傾向にあり、地域における防災活動の担い手を確保することが困難な状況です。

令和3年4月13日付、総務省消防庁長官からの通知が出されました。その通知の要点を申し上げますと、消防団は地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は全国的に減少してございます。ここ毎年1万人以上の人々が減少し、この減少には歯止めがかからず、危機的状況であることから、国としては消防団員の処遇等に関する検討会を何回となく開催しました。その検討会の結果について取りまとめをし、公表されました。

検討会の結果の資料を踏まえての総務省消防庁との関係では、令和5年8月31日の資料によりますと、消防庁において全国の市区町村を対象に消防団の組織概要等に関する調査をいたしました。これは、全国の市区町村全部でございます。多分、利根町の消防についても、担当課のほうでその調査には協力していると思うんです。そこで、この調査は令和5年4月1日現在時点でございますが、公表した結果についての数字だけ申し上げますと、消防団員数は76万3,000人、前年より2万1,000人の減少でございます。この2年連続というのは、2万人以上の減少でございます。

一方、消防団員の処遇改善に係る対応については、国では見直しをしたほうが良いと、そういう要請が出ています。中身については、まず報酬でございますが、全国1,700余の市区町村の消防団でございますが、消防団員の報酬とか出動手当これについては、国の要請に対して、全国の市区町村で約86%の団のほうで国の基準に近い数字を出されました。中身についてはいろいろありますけれども、まず一番問題になるのは、消防団の年額の報酬と出動報酬でございます。

以上でございますが、この消防庁の資料に基づきまして、利根町消防団と対比して、消防団の確保について、利根町としては広報の活動、それから消防についての推進、これについて概要を担当課のほうにお尋ねします。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

亀谷防災危機管理課長。

〔防災危機管理課長亀谷英一君登壇〕

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それでは、五十嵐議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、町消防団の現状でございますが、令和6年3月1日現在、169名が在籍しております。内訳といたしまして、本部員が7名、全14個の分団に団員132名、女性消防団員4名、機能別消防団員26名となっております。条例定数190人に対しまして、充足率は約89%、また、団員の平均年齢は約44歳となっております。

議員おっしゃるとおり、消防庁の資料にありました消防団の組織概要の調査においても、全国の消防団員数の推移は年々減少しておりまして、町においても10年前の平成25年には195名が在籍しておりましたが、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化などから、消防団員の高齢化や減少が続いており、消防団員の確保が喫緊の課題であります。

これまでも、団員の確保対策としまして、女性消防団員制度や機能別消防団員制度の創設など、団員の確保に努めてまいりました。機能別消防団員は、全ての消防団活動は行わず、特定の活動のみを行う消防団員でございます。もともと所属していた分団に属しており、火災等があった場合には元の所属分団と協力し、活動を行っていただいております。

団員確保につきましては、それぞれの分団で特徴や特性がございますので、まずは各分団で勧誘を行っていただき、団員確保に努めていただいております。

町といたしましては、引き続き広報やポスターなどでの周知をはじめ、毎年各区長の皆様へ勧誘と確保への協力依頼を継続し、消防団本部と協議を重ね、取り組んでまいります。議員の皆様方にも、ぜひ御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、処遇の改善の推進等につきましては、団員が安全に活動を行えるよう装備品等の充実を図るとともに、報酬や出勤手当の見直しにつきましても、予算と相談しながら検討していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 確かに、消防団については、担当課長も団員の確保については、より一層の御苦労が多いと思うんです。

今、条例の定数は、何人でしょうか。現在の在籍数が132名というわけですが、国のほうとしては消防団の処遇改善、やはりこれは予算もありますけれども、利根町消防団の特別職の報酬等の審議会に諮らないと決まらないのですけれども、やはり国の総務省消防庁の長官の処遇に対する要請があったわけですが、利根町の消防団の団員の手当についても、国の基準に近づくようにより一層の努力をお願いします。これは、担当課長のいろいろとお骨折りに期待をしております。

それから、2回目の質問をいたします。

国で心配しているのは、2013年の東日本大震災の経験から消防団を地域防災力の中核に位置づけ、あらゆる災害、事故に対応するように法律ができました。これは、阪神淡路大震災並びに2013年の東日本大震災の経験から「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」、この法律につきましては平成25年に施行になりました。

消防団の備える地域密着性、動員力、即時対応力が、地域防災には欠かせないものと期

待しています。担当課長の取組を、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） まず、条例定数については、現在190名でございます。

防災力につきましては、消防団についても去年11月に防災訓練を行わせていただきましたが、そこでも消防団が一緒になって、水害対策でしたが、水防・巡視の訓練や、またその後の避難誘導の訓練を行っております。今後も、町の防災訓練では消防団も一緒になって訓練を行っていただいて、実際の災害のときには瞬時に動けるような行動を取っていただけるようにしていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 消防団についても、やはり出動した場合の処遇でございますが、利根町は稲敷地方の同じ圏域の中の一市でございますので、大体ほか並みに処遇についても御検討お願いしたいと思います。いろいろ予算もあると思うのですが。

それから、課長、機能別消防団これについては、位置づけとしては、各消防団の分団員が退団してから退団の前の団に所属するというわけございまして、今何人でしたか人数。全部で26名だそうです。役場としては、身分はどういう位置づけをしていますか。国のほうの意向を申しますけれども、機能別消防団員というのは、令和5年4月1日現在で、全国で705の市区町村で導入しております。機能別消防団員の数は3万4,690人でございますが、それでここ大分、機能別消防団員を結成する市町村が多うございます。この利根町でも各分団を辞めたOBですけれども、やはり服装とか、あと処遇関係、指揮命令関係等、いろいろあると思うんです。

ですから、条例か何かに記載して、身分の認知をしたほうがいいと思うんです、ただ何人という人数ではなくて、条例にちゃんとうたってあるところが多うございます。ただ、担当課のほうで機能別という話をしても、実際に服装とか身分とか、それから処遇関係についても条例にうたったほうがいいと思うんです。そういうお考え、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 機能別消防団員につきましては、報酬は出ないのですけれども、出動手当だけが支給されるようになっております。実際の火災や一部訓練には参加していただいておりますが、基本、災害があったときに出動をしていただけるものでございます。また、分団のほうに属しておりまして、命令系統は普通の団員と同じでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 国の総務省の見解としては、機能別消防団員というのは、既存の消防団のOBとか何かではなくて、やはり消防団の臨機応変な対応ということですね。消防団の活動に附帯して、その補助ではないんです、国の言い分としては。やはり結構、

機能別消防団員も仕事があるんです。今、災害などがいろいろなパターンがありまして、前のことは参考にならないような災害が発生しています。

ですから、条例か何かで、規則とか規約で、早く認知したほうがいいと思うんです。ただ、どこの消防団には何人いるとかではなくて、そういった制度化したほうがいいと思うのですが、そういうお考えいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 現在、利根町機能別消防団員設置要綱がございまして、それに沿って活動をしていただいております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） やはり、組織としては要綱なども当然と思うのですが、国の所見としましては、機能別消防団員制度を導入した場合には、利根町消防団団員の定員とか任免、給与、服務に関する条例、その中に機能別消防団員を加えたほうがいいと思うんです。そうしますと認知されまして、身分が明確になります。ちょっと踏み込んだ考えもいいと思うのですが、そういうことを要望いたします。

それでは今度は、次の2番に参ります。指定管理者制度についてお尋ねします。

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者に委託をするわけです。そして、民間事業者が有するノウハウ等を活用することによって、住民サービスの質の向上を図っていくと。これが指定管理者制度の目的でございます。

費用対効果についてもいろいろあると思うのですが、町のほうでは二、三の施設を指定管理者に委任しておりますが、これからはもう1回考えますと、もっと委任するところがあるのではないかと思います。そういう点についても、お考えをお願いします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 初めに、指定管理者制度の概要につきまして御紹介させていただきます。住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたものであります。

当町には指定管理者制度を導入している施設が幾つかございますが、初めに保健福祉センターが管理しております、利根町民すこやか交流センターについてお答えをいたします。利根町民すこやか交流センターにつきましては、社会福祉法人利根町社会福祉協議会を指定管理者としております。利根町社会福祉協議会は、町が行う健康増進事業への協力、並びに町民の自主的な社会貢献活動事業に対する支援を行うなど、協働のまちづくりを推進し、福祉の向上に努めることを管理運営の基本方針としております。

指定管理の内容としましては、施設の管理と、町民から申請のあった施設及び設備など

の貸出しを行っております。施設は、住民健診や地区組織活動、介護予防教室、ボランティア団体の活動などで使用されております。施設の貸出しにつきましては、健康の保持増進に関することや、自主的な社会貢献活動を行っている団体などを主な対象としておりますので、利用料収益につきましては、団体からの施設利用料と印刷機などの使用料のみとなっております。

次に、まち未来創造課所管の利根緑地運動公園ゴルフ練習場につきましては、利根町シルバー人材センターを指定管理者として管理運営を行っております。シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく法人であり、定年退職者等の高齢者の希望に応じた就業の機会を提供し、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的とする団体でございます。

利根緑地運動公園ゴルフ練習場の管理運営を利根町シルバー人材センターが行うことにより、当町に在住する高齢者の安定した雇用の確保及び社会参加への促進などが図られ、地域社会の活性化につながるという観点と、今まで誠実に管理運営を行ってきており、利用者からも信頼を得ているという実績から、指定管理者として指定しているものでございます。

費用対効果につきましては、すこやか交流センターは社会福祉法人である社会福祉協議会、ゴルフ練習場は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく法人であるシルバー人材センターであることを踏まえると、一概に図り切れないところがありますが、町直営で職員が管理運営することによる職員の事務負担も減りますし、人件費等の削減も図れますので、指定管理者制度を導入することにより、一定の効果はあると考えております。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 生涯学習課が管理しております布川地区コミュニティセンターについては、利根町シルバー人材センターが平成29年4月1日から指定管理者となっております。指定管理の内容としましては、施設の管理と利用団体等への施設の貸出しを行ってきております。また、施設の利用の増加、安全性、快適性の高い施設運営に努め、基本協定書に従い、管理運営を行ってきております。

指定管理者である利根町シルバー人材センターが、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、利益を追求するものではなく、高齢者の雇用確保が主な目的であるため、費用対効果につきましては一概に図り切れないところがございますが、町直営で職員が管理運営することによる職員の事務負担も減りますし、人件費等の削減も図れますので、指定管理者制度を導入することにより一定の効果はあると考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） ただいま、町長並びに教育長のほうから、まず全体の管理運営について詳しく説明を受けました。

町の状況をよく理解しましたけれども、さらにこの制度ができて間もなく、中堅の市町村では図書館とか文化センターで委託するものが多くなりました。特に、図書館が指定管理者制度を採用しているところが多いと思います。

ですから、利根町でも規模の大・中・小に関係なく、やはり図書館を指定管理者制度、そして文化センター、これも委託しても悪くはないと思うんです。文化センターというのは、どちらかと言えば、貸館事業ですね。自主事業もあると思うのですが、やはり指定管理者にしても別に悪くはないと思うんです。将来の費用対効果、だんだんこの市町村でも人口減少で、管理についての費用はかかります。職員を雇用すれば、将来の負担。ですから、先を見据えて、やはり英断をもって、ここでチェンジしてやるのも悪くはないと思うんです。

将来の事務負担について、その点のお考えいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 弓削生涯学習課長。

○生涯学習課長（弓削紀之君） 文化センター、図書館、生涯学習課で管理しています生涯学習センター等が対象になるかと考えております。しかし、今現在、文化センター、図書館、生涯学習センターにつきましては、各施設におきまして独自の事業を実施していることや、また各施設老朽化に伴いまして、計画的に修繕などを実施する計画となっているようなことから、今現在、指定管理者制度の導入には至ってないところでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 確かに、担当課としては、各施設の個々の事情がありますので、一概に平面的に条文を素直に理解できないその苦労があると思うんです。長い歴史があって、伝統がありますし、やはり職員がいれば、それだけ利用者に対する温かい心構えとか、何かコミュニケーションもありますし、職員の応対というのはまた温かい、いろいろなサービスがあると思うんです。それは、現場を担当する弓削課長しか、そういうのは分からないですね。よく内容を理解しました。確かに施設も古いし、老朽化して、いろいろ修繕とか何かあるし、その気持ちはよく分かりました。そういうわけで、当分の間現状維持ということで理解いたしました。ありがとうございました。

最後の3番でございますが、これも指定管理者に関係はありますけれども。

今、窓口の業務委託、単純な業務については、市町村役場でも窓口の一定の割合を民間業者に委託しておく、そういうのが結構多いです。パートを使うのではなくて、ある一定の分野を区分して、それを委託しておく。何も地方公務員がやらなくても、そのような事業も結構あると思うんです。今度のコロナワクチンも、いろいろ受付などは民間の人材派遣会社のほうへ委託して、費用を負担したことがあると思うんです。

ですから、窓口についても、その分野ごとに一定の割合は委託しても悪くはないと思うんです。そういうお考え、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 窓口業務の民間委託導入の検討につきましては、令和２年度から令和６年度までが計画期間となっている利根町新行財政改革行動計画において、具体的な取組項目に掲げているところであり、国においても窓口業務の民間委託に取り組む市区町村向けに地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準仕様書等を公表しているのです、当町においても導入可能かという視点で検討しているところでございます。

議員おっしゃるとおり、全市区町村1,741団体のうち、約３割の514団体が民間委託を導入しており、町村においては926団体のうち、約13%の121団体が導入している状況で、そのうち97団体は総合窓口を導入しております。今後、民間委託導入を検討する上で、総合窓口についても調査が必要と考えておりますが、現在、会計年度任用職員のほか再任用職員を窓口業務に配置しておりますので、当町の導入については、費用対効果、住民サービスも含め、検討が必要と考えております。

また、地方独立行政法人への移行につきましては、令和４年10月１日に全国で初めて大阪府泉佐野市で地方独立行政法人泉佐野市行政事務センターが設立され、窓口業務の運営が開始されたとの情報は伺っております。先ほども申し上げましたが、当町におきましては、まずは窓口業務において民間委託ができるかどうか、今後も引き続き検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○９番（五十嵐辰雄君） 今、町長から国の対応とか、それから地方自治体の先進事例、御紹介いただきました。繰り返しますけれども、窓口業務の委託については、やはり国のほうでも簡単なもの、平易なものは民間委託と、分野、分野に区切って、もう一つ考えますと、国の大学、また病院とか独立行政法人のほうで、みんな責任を持ってやっています。これは、委託とは違うんだよね。その分野ごと全部、責任を持って任せておくんです。

ですから、先ほど町長から紹介ありましたけれども、大阪の泉佐野市、これは全国で第１号です。このまちは人口多分10万人ちょっとだと思えるのですが、窓口業務を今年４月から段階的に全部委託になるそうです。ただこれはなかなか、全国で第１号ですから、先例がないので、大分試行錯誤して苦労しているそうです。

これについては、総務省の自治行政局長から談話が出ています。独立行政法人に委託するのは、今はノウハウの蓄積段階だと。そして、各自治体もその地域の実情に応じて、民間委託に取り組んでほしいと。全面的に国でも窓口業務についての支援を行うと、そういうことを言っておられます。ですから、行政改革もいろいろこれから発展する要素は十分にあると思うんです。

地方公共団体は、戸籍、それから相談業務、全てが公務員でなければならないと、そういうことはないと思うんです。よく、民間企業は委託で秘密漏えいなどが多くてしょうがないけれども、やはりいい人を採れば、そういう人はいないと思うんです。ですから、窓口業務を一つの例としまして、単なるコスト削減だけでなく、もう一步先を見据えた戦略

を検討して、住民サービスのより一層の向上をお願いします。

町長から篤といろいろ町の状況について説明を受けました。よく十分に理解しましたので、町長の考え方を踏み込んでもう一度お尋ねします。

以上で質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員おっしゃるとおり、今後も引き続き検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

次回の本会議は、明日3月7日の午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時23分散会